

## 前橋市設計点検要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の趣旨を踏まえ、前橋市が発注する設計業務について行う設計点検に関し必要な事項を定め、以って技術職員や建設コンサルタントの技術力向上に寄与すると共に、総合的なコスト縮減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「設計点検」とは、設計業務委託の履行中に、契約監理課、設計担当課、建設コンサルタントの三者（以下「点検メンバー」という。）にて、設計内容の検討、助言、指導等の点検を討議方式で行うことをいう。

### (対象)

第3条 設計点検の対象は、土木設計業務（概略、予備）のうち次の各号による。

- (1) 高度な技術を要するもの。
- (2) 特殊な施工条件であるもの。
- (3) その他、契約監理課長が必要と認めたもの。

### (実施時期)

第4条 設計点検の実施時期は、業務における中間打合せ時に行うものとする。

### (手続き等)

第5条 設計業務委託を担当する所属長（以下「設計担当課長」という。）は、前条に該当する設計業務委託を発注したときは、設計点検依頼書（様式1）を契約監理課長に提出し、設計点検を受けなければならない。

2 契約監理課長は設計点検の依頼を受けたとき、点検の内容によりオブザーバーが必要な場合は、オブザーバーとして指名する職員の所属長あてに設計点検への参加を要請する。

3 点検メンバーの構成標準は次表による。

職員	契約監理課	工事検査員	2名以上
	設計担当課	監督員、担当係長（副参事）	2名以上
	オブザーバー	該当する設計内容に経験豊かな職員	1名
コンサルタント	設計者、照査者	必要人数	

(結 果)

第6条 契約監理課長は、設計点検の結果を設計点検報告書（様式2）により、設計担当課長に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

様式 1

受付日	受付番号

設 計 点 検 依 頼 書

平成 年 月 日

契約監理課長 様

課長

担当者	係名		氏名		内線	
委託業務名						
委託場所						
委託金額						
対象理由		1 高度      2 特殊      3 その他				
コンサルタント						
実施希望日						
設計概要						
現場条件等の特記事項						
備考						

様式 2

設 計 点 検 報 告 書

平成 年 月 日

課長 様

契約監理課長

報告者	工事検査員	氏名		内線	
点 検 メ ン バ ー	担当課	:	:	:	
	コンサルタント	:	:	:	
	建設監理課	:	:	:	
	オブザーバー	:	:	:	
概 要					
所 見					
備 考					